

令和8年4月1日

ロートグループ健康保険組合からのお知らせ
(被扶養者認定・資格喪失に関する重要なお案内)
～労働契約内容に基づく認定および認定後の取扱いについて(改訂)～

1. 概要

労働契約の内容から年間収入が基準額未満であることが明白な場合には、過去の実績収入ではなく、労働契約時点で見込まれる収入に基づき被扶養者認定を行います。

また、認定後に年間収入が基準額以上となった場合の確認方法および被扶養者資格の削除(喪失)時期について、取扱いを整理しました。

2. 被扶養者認定の基本

(1) 対象となる場合

以下のすべてを満たす場合

- ・労働条件通知書等により、時給・労働時間・労働日数が確認できること
- ・当該労働契約に基づく年間収入見込額が130万円未満であること
- ・給与収入以外の収入(年金・事業収入等)が見込まれないこと

(2) 必要書類

- ・労働条件通知書等(契約内容が確認できる書類)
- ・「給与収入のみである」旨の申立書

※契約内容から年収算定が困難な場合や複数就労の場合は、従来どおり給与明細・課税証明書等により確認します。

(3) 適用時期

令和8年4月1日以降に認定日を迎える被扶養者から適用します。

3. 認定後の確認

(1) 契約変更時

労働契約の更新や、時給・労働時間・労働日数の変更があった場合は、その都度、被扶養者の適否を再確認します。

(2) 収入増加時

認定後に年間収入が130万円以上となった場合は、当該収入が

- ・一時的なものか
- ・恒常的なものか

を確認します。

必要に応じて、事業主証明等の提出を求められることがあります。

4. 被扶養者資格の削除(喪失)の考え方

(1) 基本原則

年間収入が130万円以上となり、被扶養者の要件を満たさなくなった場合は、被扶養者資格を削除します。

(2) 削除時期の取扱い

① 自主的に届出があった場合（前年収入超過）

前年の年間収入が130万円以上となった旨の届出があった場合は、
→ 当該年の1月1日付で被扶養者資格を削除します。

② 検認等により前年収入超過が判明した場合

住民税情報等により前年の年間収入が130万円以上であることが判明した場合は、
→ 当該年の1月1日付で被扶養者資格を削除します。

※前年収入は年間ベースのため、収入超過時点の特定が困難であることから、自主申告との整合性を踏まえ同一取扱いとします。

③ 当年中に収入増加が判明した場合

労働契約の変更や就労実態の変化等により、当年中に130万円以上となる見込みが判明した場合は、
→ 収入超過が見込まれる時点で遡って被扶養者資格を削除します。

④ 一時的な収入増加の場合

繁忙期の残業等、一時的な収入増加であることが確認できる場合は、
→ 被扶養者資格を継続することがあります。

(3) 事業主証明の取扱い

事業主証明は、一時的な収入増加かどうかを判断するための資料の一つです。

ただし、

- ・労働契約の内容
- ・就労実態

を踏まえ、収入増加が恒常的と認められる場合は、証明書の提出があっても被扶養者資格を削除することがあります。また、複数年にわたり継続して収入超過が生じている場合は、恒常的な収入と判断することがあります。

5. 再認定の取扱い

前年収入により1月1日付で被扶養者資格を削除した場合は、

→ 原則として当該年中は再認定できません。

ただし、

- ・退職した場合
- ・労働条件の変更により年間収入見込みが130万円未満となった場合

など、収入見込みが明確に基準額未満となったと認められる場合には、その時点から再認定を行うことがあります。

6. 注意事項

- ・本取扱いは被扶養者認定に関するものであり、社会保険の適用要件を緩和するものではありません。
- ・社会保険の加入要件に該当する場合は、勤務先事業所において適切に手続きを行ってください。
- ・収入や就労状況に変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

以上